

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成31年3月27日

山形市監査委員	玉田芳和
同	村山秀幸
同	斎藤武弘
同	斎藤栄治

記

1 定例監査

(1) 監査の対象部課等

商工観光部 山形ブランド推進課

(2) 監査の期間

平成31年2月4日から平成31年3月25日まで

(3) 監査の範囲

平成29年度の事務事業の執行状況

(4) 監査の方法

監査の対象部課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(5) 監査の結果

別記1のとおり

2 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課	監査対象とした項目及び金額	監査の期間
特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド	子育て推進部 子ども保育課	子育て支援施設子育てランド運営事業費補助金 37,460,800円 べにっこひろば及び山形市べにっこひろば子育て支援センター指定管理料 85,634,016円	平成31年2月13日から平成31年3月25日まで
一般社団法人山形勤労者福祉サービスセンター	商工観光部 雇用創出課	山形勤労者福祉サービスセンター補助金 11,000,000円	平成31年2月26日から平成31年3月25日まで

(2) 監査の範囲

平成29年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課の事務の執行状況

(3) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

(4) 監査の結果

別記2のとおり

別記 1

定例監査結果

部課等名	監査の結果
商工観光部 山形ブランド推進課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 みちのくこけし協会の経理事務を行うための基準が定められておらず、また、起案及び会計伝票において専決権のない者が決裁していた。

別記 2

財政援助団体等監査結果

団体及び所管部課名	監査の結果
特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド 子育て推進部こども保育課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 子育て支援施設子育てランド運営事業費補助金の実績報告書において、収支決算書の支出合計額が会計出納簿等の支出合計額とは一致しているが、科目ごとの合計では一致しないものがあった。（特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド）
一般社団法人山形勤労者福祉サービスセンター 商工観光部雇用創出課	指摘する事項はなかった。